

法科大学院認証評価申請手続きについて

平成19年度に機構の評価を希望する場合は、「法科大学院認証評価申請要項」に基づいて申請手続きを行っていただくことになります。

この要項は、申請書様式も含め、速やかに各大学に通知するとともに、機構のウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) に公開します。

1. 申請手続きの流れ

平成18年 9月 申請



- ・評価を希望する法科大学院を置く大学は、機構の定める申請書を機構に提出してください。
- ・申請の期間は、平成18年9月末までを予定しています。

平成18年10月 申請受理通知の送付



- ・機構は、各法科大学院を置く大学からの申請受付後、申請大学に対し申請受理通知を送付します。

平成19年 4月 請求書の送付



- ・機構は、請求書を評価対象法科大学院を置く大学に対し送付します。

平成19年 6月末 評価手数料支払



- ・評価対象法科大学院を置く大学は、平成19年6月末までに機構指定の銀行口座に評価手数料を振り込んでください。

平成19年 7月 評価の着手



- ・機構は、自己評価書の提出及び評価手数料の支払確認後、評価に着手します。

平成20年 3月 評価の完了

- ・機構は、評価報告書を評価対象法科大学院を置く大学に対し送付します。

2. その他留意事項

(1) 評価手数料については、次のとおりです。

本評価	350万円
予備評価を受け、引き続き受ける初回の本評価	150万円
予備評価	200万円

(2) 平成19年度実施の予備評価を受けることができる法科大学院を置く大学は、平成17年度に法科大学院が設置された大学とします。また、平成16年度に開設した法科大学院にあっては、平成19年度または平成20年度に本評価を実施しなければなりませんので、ご注意ください。